

諫早市（仮称）市民交流センター建設工事基本設計業務
候補者選考 公募型プロポーザル評価要領

1 評価基準の位置づけ

本評価基準は、諫早市（仮称）市民交流センター建設工事基本設計業務候補者選考公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「1.1 審査基準」における評価項目の詳細、配点を定めるものとする。

2 第一次審査（100 点）

評価項目				評価事項		配点
設計事務所・ 共同企業体の 実力(30 点)	業務実績			同様あるいは類似する業務の実績		20
	技術者数			専門分野の技術者数		5
	地域精通度			本社の所在地		5
予定技術者及 び業務実施体 制(70 点)	管理技 術者	経験			経験年数	6
		実績・立場			同様あるいは類似する業務の実績	14
	主任担 当技術 者	建築	意匠	経験	経験年数	6
				実績・立場	同様あるいは類似する業務の実績	8
			構造	経験	経験年数	6
				実績・立場	同様あるいは類似する業務の実績	6
		電気設備		経験・資格	経験年数及び資格	6
				実績・立場	同様あるいは類似する業務の実績	6
		機械設備		経験・資格	経験年数及び資格	6
				実績・立場	同様あるいは類似する業務の実績	6

（1）設計事務所・共同企業体の実力

ア 業務実績（20 点）

業務の種類、規模の実績について評価を行う。平成 21 年 4 月 1 日以降に履行完了した設計実績 4 件について、基本配点に評価乗数を乗じた点数の合計を算出し評価する。

○基本配点

区分	点数
実績 1	5
実績 2	5
実績 3	5
実績 4	5
計	20

①各実績の乗数

区分	乗数
700 席以上の A 劇場施設	1
500 席以上 700 席未満の A 劇場施設	0.9
300 席以上 500 席未満の A 劇場施設	0.7
延べ面積 7,000 m ² 以上の B 類似施設	0.7
延べ面積 5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満の B 類似施設	0.5
延べ面積 3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満の B 類似施設	0.3
上記以外の建築物	0

【A 劇場施設】

プロセニウム型舞台を有する劇場の新築

【B 類似施設】

平成 31 年国土交通省告示第 98 号の別添 2 建築物の類型の 1 2 文化・交流・公益施設の第 2 類中

「映画館、劇場（A 劇場施設を除く）、美術館、博物館、図書館」の新築

※本プロポーザルに共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員の実績も含む。

※客席数は固定席または移動観覧席に限る。

※複合用途施設の場合は、当該部分用途の面積に限る。

※同一物件で基本設計と実施設計が一連の業務の場合はひとつの業務実績として扱う。

イ 技術者数（5 点）

技術者の合計人数により点数を算出する。技術者は、企業全体に所属する一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士の人数とする。

技術者数	点数
90～	5
50～89	4
30～49	3
10～29	2
～9	1

※複数資格について、重複して計上することはできない。

※本プロポーザルに共同企業体で参加する場合、代表者及び構成員を合算し算出する。

ウ 地域精通度（５点）

事務所の本社所在地で点数を算定する。

本社所在地	点数
諫早市内	5
長崎県内	4
九州管内	3
九州外	2

※本プロポーザルに共同企業体で参加する場合、代表者及び構成員のうち、最も高い点数の事務所で算定する。

（２）予定技術者及び業務実施体制

ア 経験・資格（30点）

配置予定技術者の経験年数について、基本配点に①経験年数の評価乗数を乗じた点数で評価する。

なお、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者については、保有資格について加味することとし、基本配点に①経験年数及び②資格の評価乗数を乗じた点数で評価する。

○技術者の基本配点

区分	管理 技術者	意匠 主任担当技術者	構造 主任担当技術者	電気設備・機械設備 主任担当技術者
①経験年数	6	6	6	6
②資格	－	－	－	

①経験年数の乗数

実務経験年数	管理技術者	主任担当技術者
15～	1.0	1.0
10～14	0.8	
5～9	0.6	0.8
～4	0.4	0.6

②資格の乗数（電気設備、機械設備）

資 格	電気設備 主任担当技術者	機械設備 主任担当技術者
設備設計一級建築士	1.0	1.0
建築設備士、一級建築士	0.7	0.7

イ 実績・立場（40 点）

配置技術者の区分ごとに、実績・立場（種別、規模、携わった立場及び職員配置）について評価を行う。平成 21 年 4 月 1 日以降に履行完了した 3 件の設計実績に関して、①種別、②規模、③立場の 3 項目について、基本配点に評価乗数を乗じた点数の合計を算出し、その合計した得点を 3 で除した得点で評価する。また、実績が 2 件以下の場合についても、3 で除するものとする。

○技術者の基本配点

区分	管理 技術者	意匠 主任担当技術者	構造・電気設備・機械設備 主任担当技術者
①種別	4	2	2
②規模	4	2	2
③携わった立場	6	4	2
計	14	8	6

①種別の乗数

実績の区分	乗数
700 席以上の A 劇場施設	1.0
500 席以上 700 席未満の A 劇場施設	0.9
300 席以上 500 席未満の A 劇場施設	0.7
延べ面積 3,000 m ² 以上の B 類似施設	0.5
上記以外の建築物	0.2

【A 劇場施設】

プロセニウム型舞台を有する劇場の新築

【B 類似施設】

平成 31 年国土交通省告示第 98 号の別添 2 建築物の類型の 1 2 文化・交流・公益施設の第 2 類中

「映画館、劇場（A 劇場施設を除く）、美術館、博物館、図書館」の新築

②規模の乗数

実績の区分	乗数
延べ面積 7,000 m ² 以上の施設	1.0
延べ面積 5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満の施設	0.9
延べ面積 3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満の施設	0.7
延べ面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の施設	0.5
延べ面積 1,000 m ² 未満	0.2

③携わった立場の乗数

過去の実績での立場	管理 技術者	意匠 主任担当技術者	構造・電気設備・機械設備 主任担当技術者
管理技術者	1.0	1.0	1.0
意匠主任担当技術者	0.5	1.0	1.0
構造・電気設備・機械設備 主任担当技術者	0.2	0.5	1.0
担当技術者	0.2	0.5	0.5

※客席数は固定席または移動観覧席に限る。

※同一物件で基本設計と実施設計が一連の業務の場合はひとつの業務実績として扱う。

3 第二次審査（200 点）

技術提案者から提出された技術提案書等について、二次審査等を実施し、選定委員会委員により審査を行う。

第 2 次審査の評価項目と評価事項は次のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点
業務実施方針	取組姿勢表明書及び設計工程及び全体概略行程表等	・提案内容の的確性、実現性及び独創性があるか	30
技術提案書	テーマ 1 （敷地活用・配置計画についての提案）	・市庁舎、新設予定の立体駐車場、庁舎前駐車場、緑地広場等の立地状況及び市道を挟んで隣接する市民センターの解体後の野外広場を含めて、敷地内への出入りや、市庁舎への利用者や車両の動線を考慮した安全で効率的な土地利用計画について適切に提案がなされているか	40
	テーマ 2 （施設計画についての提案）	・文化芸術活動の発表や、多世代にわたる生涯学習の場として、有効な配置および提案がなされているか ・文化芸術機能、生涯学習機能だけでなく、交流機能との共存や相乗効果など、様々な使い方により気軽に利用できる施設としての提案がなされているか ・ホール計画において、舞台演出や音響などの専門性を考慮した提案がなされているか ・市民の安全安心を守るため、災害発生時の防災拠点としての機能について適切に提案がなされているか	60
	テーマ 3 （環境配慮やライフサイクルコストについての提案）	・建物の建設から運営・維持管理・更新性、解体までの経済効率性を考慮に入れたライフサイクルコストの低減に配慮した提案がなされているか ・ZEB に向けてのエネルギー活用について有効な提案となっているか	40
	テーマ 4 （その他の提案）	・近隣の商店街、図書館等の公共施設等との機能連携、回遊性や賑わい創出、防災機能、その他今回の施設で重要と捉え、特に強調したい提案がされているか ・上記以外の本事業に有益な提案がされているか	20
価格審査	価格提案書	・各提案者から提案された最低提案見積額／自社の見積額	10